

指定管理者募集要項（案）の概要

施設名	堺市立人権ふれあいセンター
施設の設置目的	同和問題を始めすべての人権問題を速やかに解決するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図る総合施設として設置。

事業内容に関する事項

項目	募集要項参照ページ	内容
1.施設の名称、場所	P.1	(1) 施設の名称 堺市立人権ふれあいセンター（以下「センター」という。） (2) 設置年月日 屋内施設 平成 27 年 4 月、屋外施設 平成 30 年 4 月 (3) 設置場所 堺市堺区協和町 2 丁 6 1 番地 1 (4) 施設規模 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 敷地面積 11,958.02 m ² 建築面積 2,919.69 m ² 延床面積 6,301.56 m ²
2.指定管理者が行う業務	P.1~P.2	(1) センターの全体の管理運営に関する業務 ア 施設の運営業務 イ 施設の総務管理業務 ウ 施設等の維持管理業務 (2) 舳松人権歴史館に関する業務 ア 舳松人権歴史館運営業務 イ 阪田三吉記念室業務 ウ 人権資料・図書室業務 (3) 人権啓発・市民の相互交流に関する業務 ア スポーツ交流事業 イ 文化交流事業 ウ 識字事業 (4) 相談ホールに関する業務 ア 総合生活相談事業（福祉・進路等） イ 人権相談事業 ウ その他の相談及び自主的活動支援業務 (5) その他の業務
3.管理の基本的事項	P.2~3	(1) センター条例第 1 条に基づく管理 (2) 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例及び堺市人権施策推進計画に沿った業務の実施 (3) 個人情報保護の徹底と情報公開の推進 (4) 公正、公平な管理 (5) 政治的行為等の禁止 (6) 利用者の意思及び人権を尊重したサービスの提供 (7) 法令遵守 (8) 効果的、効率的な管理運営による経費の縮減 (9) 利用者等の意見・要望を反映したサービス向上 (10) 施設設備の適正な維持管理 (11) 住民、自治組織、支援機関等との良好な関係の維持 (12) センターの機能を最大限発揮するための専門家等との有機的な連携 (13) 隣保事業の実施 (14) センターのメリットを活かした管理運営 (15) 利用者の人権意識の向上に資する事業・取組の実施 (16) ICT を活用した市民サービスの向上、運営の効率化
4.指定期間	P.3	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間） ※指定期間は市議会の議決を経て決定します。
5.自主事業	P.3	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。 自動販売機の設置については、別途行政財産貸付の手続きが必要。
6.管理経費等	P.3~5	(1) 会計年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日 (2) 指定管理料の支払い等 提案上限額：253,958 千円/年（税込） (3) 指定管理料の支払い時期等 四半期ごとの支払 (4) 指定管理料に含まれる経費 人件費、管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等） ※管理費には施設管理費のほか交流事業や相談事業等に要する費用を含む。 (5) 指定管理者の収入 指定管理料、利用料金、講座等受講料 ※収益は市又は利用者サービスに還元することが可能
7.利用料金等	P.5	(1) 利用料金制の採用 (2) 利用料金の減免等 センター条例の規定の範囲で減額、免除、還付が可能 (3) インボイスへの対応 適格請求書発行事業者の登録が必要 (4) 事業に係る実費負担相当額の徴収 講座等受講料の徴収が可能 (5) 自主事業の参加費等 自主事業の参加者から参加費等の徴収が可能
8.管理の基準	P.6~9	(1) 関係法令の遵守 (2) 開館時間及び休館日 (3) 使用許可等 (4) 守秘義務 (5) 個人情報の保護 (6) 情報公開 (7) 文書管理 (8) 障害差別解消法及び堺市職員対応要領を踏まえた対応 (9) 部落差別解消推進法等を踏まえた対応 (10) 市の施策との整合・協力 (11) 危機管理の対応
9.基本事業計画書及び	P.9~10	(1) 管理運営方針 (2) 従業員の配置計画 (3) 従業員の研修計画

年度事業計画書		(4) 個人情報の保護方針 (5) 情報公開方針及び広報計画 (6) 利用促進計画、サービス向上の施策 (7) モニタリング計画 (利用者意見の聴取等) と管理業務への反映 (8) 自主事業計画 (9) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針 (10) 第三者への業務の委託計画 (11) 苦情、要望への対応 (12) 緊急時対策 (13) 収支計画 (14) 利益還元の方法 (15) 目標設定と目標達成の方策 (16) その他市長が必要と認める事項
10.リスク(責任)分担	P.10	「堺市立人権ふれあいセンター指定管理者募集要項(案)」別紙2のとおり。詳細は指定管理者の指定後に協議。
11.管理運営に伴う租税	P.10	指定管理者への課税(租税負担者は指定管理者)
12.保険加入	P.10	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険への加入
13.行政財産の目的外使用等	P.10	行政財産の目的外使用や貸付に関する事務は市が担います。
14.業務の第三者への委託	P.11	管理業務の第三者委託は原則不可です。ただし、別紙3記載の業務又は市との協議により、あらかじめ市の承認を得た場合は委託することが可能です。
15.市の指示等	P.11	(1) 市は指定管理者に対し、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示ができます。 (2) 指定管理者が(1)の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
16.定期会議の開催	P.11	業務を円滑に実施するため、市と指定管理者は、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を2か月ごとに開催
17.モニタリング等	P.11~12	(1) 利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 (2) 報告に基づく指定管理者への必要な指示、評価の実施 (3) 第三者によるモニタリングの実施
18.管理業務の報告	P.12~13	(1) 会計年度終了後の事業報告書の提出 (2) 毎月又は四半期ごとの定期報告書の提出(収入状況や施設の利用状況は毎月) (3) 業務仕様書に基づく計画書、報告書の提出 (4) 緊急事態等に係る報告
19.管理業務の継続が困難になった場合の措置	P.13	(1) 指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取消等の措置をとり、市に損害を賠償するものとします。 (2) 不可抗力等により継続困難となった場合は協議するものとし、結果によっては、市は協定の解除及び指定の取消しができます。
20.引継ぎ等	P.13	(1) 指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ (2) 引継ぎ時の施設設備の原状回復
21.管理業務に関する評価	P.13	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、市所管課による二次評価を実施します。また、市は、これら評価に基づき外部有識者から意見を聴取します。指定管理者は、評価結果を管理業務へ反映し、必要に応じて是正措置をとることになります(指定管理料の減額などのペナルティもあり)。なお、評価結果は市ホームページに公表します。

募集手続きに関する事項

項目	募集要項参照ページ	内容	
1.公募及び選定のスケジュール	P.13~14	募集要項の公表	令和5年8月10日(木)~10月6日(金)
		現地説明会参加申し込み	令和5年8月10日(木)~9月4日(月)
		現地説明会	令和5年9月11日(月)
		質問書の受付	令和5年8月10日(木)~9月15日(金)
		質問書の回答	令和5年9月22日(金)(予定)
		応募書類の受付	令和5年9月25日(月)~10月6日(金)
		書類審査	令和5年10月中旬(予定)
		面接審査	令和5年10月中旬(予定)
		選定結果の通知	令和5年10月下旬(予定)
		市議会による指定管理者の議決	令和5年12月(予定)
2.応募資格等	P.14	(1) 応募団体の資格 (2) グループ応募について	
3.欠格事項	P.14~15	欠格事項に該当する団体からの応募は無効となります。グループで応募する場合はすべての構成団体が欠格事項に該当しないこととし、1団体でも該当した場合、当該グループからの応募は無効となります。	
4.選定対象除外	P.15	虚偽、不正等は失格となり選定対象から除外します。	
5.応募手順	P.15~16	上記「1.公募及び選定のスケジュール」のスケジュールにおいて所定の手続きにより応募	

提出書類に関する事項

項目	募集要項参照ページ	内容
1.書類の作成	P.17	センターの設置目的等を十分に踏まえた提案を求めます。
2.書類の提出	P.17~19	(1) ~ (26) に定める書類の提出

選定及び指定に関する事項

1.選定審査方法	P.19~20	指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査の総合評価方式により実施し、最上位の団体を候補者として決定します。
2.選定結果の通知等	P.20	令和 5 年 10 月下旬を目途に、文書で通知します。
3.指定管理者の指定等	P.20	候補者の決定後、市議会に指定議案を提出し、議案の議決を経て指定します（令和 5 年 12 月下旬を予定）。
4.協定に関する事項	P.20	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」の締結に向けて協議を行います。

その他

1.注意事項	P.21	「堺市立人権ふれあいセンター指定管理者募集要項（案）」を参照
2.添付資料	P.21~22	「堺市立人権ふれあいセンター指定管理者募集要項（案）」を参照